住まいに関する支援制度一覧

市町村名：前橋市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震補強支援	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を無料で行います。	①～⑤すべてに該当する建物 ①昭和56年5月31日以前に着工していること ②木造在来軸組工法で建築された平屋建て又は2階建てであること。 ③一戸建て住宅又は併用住宅(1/2以上が住宅)であること。 ④自己の居住の用に供する住宅であること。 ⑤過去に前橋市が実施した診断者の派遣を受けていないこと。	診断料無料 (図面作成費用度は自己負担)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2362.html	
耐震補強支援	助成	木造住宅耐震改修費等補助事業	耐震性が不足と判断された場合に、上部構造評点が1．0以上となる耐震性の向上を図る耐震改修工事、建物の除却工事費及び耐震シェルター設置費用の一部を助成	補助対象となる者 ・本市の住民であること ・木造住宅の所有者(耐震改修工事・除却工事の場合) ・市税の滞納がないこと 補助対象となる建物 ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅又は併用住宅(1/2以上が住宅) ②平屋建て又は2階建て ③在来軸組工法により建築されたものであること。 ④自己の居住の用に供する住宅であること。 ⑤耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された木造住宅であること。除却工事の場合は「旧耐震基準の木造住宅の除却における簡易な耐震診断調査票」により倒壊する危険があると判断された木造住宅も対象。 ⑥シェルター設置の場合は、1階に耐震シェルター等を設置できる住宅であること。	補助額: ①耐震改修工事 工事費用の4／5(上限115万円) ②除却工事 解体工事費の23／100と耐震改修等相当額の23／100のいずれか低い額 (上限97万8千円) ③耐震シェルター設置 本体費用の2／3(上限30万円)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2363.html	
バリアフリー化支援	保険給付	介護保険住宅改修費支給	在宅の要介護者・要支援者が行う、以下の住宅改修工事 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他(1)～(5)に付帯して必要となる住宅改修	要介護・要支援者(認定申請中を含む)。担当の介護支援専門員への事前相談を行い、理由書・関係書類を作成して介護保険課への事前申請が必要。	自己負担額: 住宅改修費用の1～3割(補助対象となる工事費は20万円まで・年度により異なる)			工事着手前に申請・承認が必要		介護保険課	027-898-6157	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/11117/7617.html	新築・増築、老朽化は対象外。 工事を伴わないものは対象外。
バリアフリー化支援	助成	重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業	重度身体障害者(児)及び難病患者の移動等を円滑にするために行う小規模な住宅改修工事費用の一部を補助。	身障手帳及び障害状態(難病患者)の要件や所得要件が有り。 障害福祉課への事前相談が必要。	自己負担額: 市民税所得割の額に応じて、住宅改修費の0～3割を自己負			工事着手前	要問い合わせ	障害福祉課	027-220-5711	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/hoseifukushi/gyomu/8/2-4187.html	介護保険対象者は介護保険の住宅改修費支給が優先になり、本制度との併用はできません。施工前に必ず相談・申請してください。
バリアフリー化支援	助成	重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業	重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、台所・浴室・便所などを改造するための費用の一部を補助。	身障手帳の要件や所得要件が有り。 障害福祉課への事前相談が必要。	補助額: 改造費用の5／6 (上限50万円)			工事着手前	要問い合わせ	障害福祉課	027-220-5711	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/hoseifukushi/shinseisho/6924.html	介護保険対象者は介護保険の住宅改修費支給が優先になりますが、本制度との併用ができます。施工前に必ず相談・申請してください。
生垣づくり支援	助成	前橋市生垣づくり奨励金交付事業	緑豊かな住みよい生活環境を創出するため、生垣づくりを行う者に対し、奨励金を交付	生垣を新たに植栽し、又は既存の囲障に替えて生垣を植栽する市民 【適用区域】都市計画区域内の幅員4メートル以上の公道に面した部分。ただし、土地区画整理事業施行中の区域で仮換地未指定地については除く。 【生垣基準】樹木高さ0.6m以上、生垣延長2m以上、樹木植栽本数1mに3本以上	補助額: ①生垣施工費用に相当する額3分の2を奨励金として交付 (上限6万円) ②既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合加算交付(上限6万			要問い合わせ	要問い合わせ	公園緑地課	027-898-6845	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kensetsu/koenryokuchi/shinseisho/7270.html	
生活道路後退用地整	助成	生活道路後退用地整備事業	建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付した場合奨励金を交付	用地を寄付する者	奨励金額: 区域により7万5千円～13万円			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/shinseisho/2/7276.html	
省エネ機器活用支援	助成	家庭用ゼロカーボン推進補助事業	対象機器の設置費用の一部を助成 ※対象機器 ①給湯機 ア 太陽光発電連携型給湯機 イ 家庭用燃料電池コージェネレーション ② 定置用蓄電池設備 ③太陽光発電設備	次のいずれにも該当する個人とし、一世帯につきそれぞれ一基を限度とします。なお、過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。 ①前橋市の自ら居住し住民登録がされている店舗併用住宅を含む住宅に未導入の補助対象となる設備を令和8年4月1日から令和9年3月20日までに新規で購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出できる者 ※保証記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。 ②市税を滞納していない者 ③前橋市内に本店・支店等がある事業者から設備の購入又は設備工事を行った者	①ア 太陽光発電連携型給湯器：5万円 イ 家庭用燃料電池コージェネレーション：5万円 ②定置用蓄電池設備：蓄電容量1kWhあたり1万円(上限5万円)(※1) ③太陽光発電設備：3万円(※2)			令和8年6月1日～令和9年3月20日	要問い合わせ	環境政策課	027-898-6292	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gyomu/1/2/23240.html	
合併処理浄化槽設置	助成	合併処理浄化槽設置整備補助事業	対象区域内に高度処理型かつ環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する際に補助 単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事が完了した30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること	公共下水道などの整備予定のない地域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去等し、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する個人	建替・増築 5人槽　15万円 7人槽　17万円 10人槽　20万円 転換 5人槽　62万円 7人槽　66万円 10人槽　75万			前期:令和8年4月1日～令和8年9月30日 後期:令和8年10月1日～令和9年1月29日	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3074	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/gesuidoseibi/shinseisho/7483.html	設置工事前の申請が必要
公共下水道接続工事	融資	公共下水道接続奨励工事	公共下水道処理区域内で浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道に接続する工事 対象家屋:公共下水道に接続する既存建物 ※新築に関する工事は対象外	下記①～④をすべて満たす方 ① 公共下水道へ接続できる処理区域内の建物の所有者または所有者の同意を得た方 ② 本市に居住し、独立した生活を営み、融資する工事費を納付できる能力のある方 ③ 市税、水道料金、下水道使用料、都市計画下水道事業受益者負担金および公共下水道事業分担金をいずれも滞納していない方 ④ 連帯保証人を一人選定できる方(連帯保証人は、収入月額が158,000円以上で、かつ上記②、③の条件を満たし、申請者と別世帯の方	100万円	無利子	48か月以内	※排水設備工事確認申請と同時に申請すること ※事前審査あり※随時	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3074	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/gesuidoseibi/shinseisho/7481.html	融資の対象となる工事内容及び対象家屋等について、施工前に必ず相談してください。 ※公共下水道接続促進補助金との併用不可
公共下水道接続工事	助成	公共下水道接続促進補助金	公共下水道処理区域内で浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道に接続する工事 ・供用開始後3年以内に行う住宅の接続工事 ・令和9年2月26日までに排水設備工事を完了し実績報告を提出すること ※新築に関する工事は対象外	下記①～③をすべて満たす方 ①本市に住所があり、実際に居住している個人 ②市民税が非課税の世帯 ③市税、上下水道料金、都市計画下水道事業受益者負担金および公共下水道事業分担金をいずれも滞納していない個人 ④暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない個人	3年以内:3万円 1年以内:5万円 また、工事費(消費税を除く。)が交付金額を下回る場合は工事費			※排水設備工事確認申請と同時に申請すること	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3074	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/gesuidoseibi/shinseisho/7482.html	補助の対象となる工事内容及び対象家屋等について、施工前に必ず相談してください。 ※公共下水道接続奨励工事との併用不可
農業集落排水処理施設接続工事費	融資	農業集落排水処理施設接続奨励工事	農業集落排水処理区域内で浄化槽またはくみ取り便所を廃止して農業集落排水に接続する工事	下記①～⑤をすべて満たす方 ① 農業集落排水処理施設の計画処理区域内の受益者 ② 本市に居住し、独立した生活を営み、融資する工事費を納付できる能力のある方 ③ 市税、水道料金、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方 ④ 連帯保証人を一人選定できる方 ⑤ 連帯保証人については、本市に居住し、独立した生活を営み、弁済の資力を有する方	100万円	無利子	48か月以内	※排水設備工事確認申請と同時に申請すること ※事前審査あり※随時	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3044	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/gesuidoseibi/shinseisho/7336.html	
住宅リフォーム補助	助成	住宅リフォーム補助	築20年以上経過した自己居住用の住宅のリフォーム工事	・過去に住宅リフォームの補助を受けていない住宅 ・改修する住宅の所有者またはその家族で、かつ、その住宅に居住(住民登録)している方 ・市税等の未納がない方	10万円(ただし対象工事費の1/3以内)			受付:令和8年5月11日から6月10日まで 申請:令和8年12月18日まで	建築年の古い順から600件(予算終了まで)	建築住宅課	027-898-6833	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikujutaku/gyomu/2/1/40523.html	
生ごみ処理容器・電動生ゴミ処理機購入費	助成	ごみ減量化器具購入助成事業	生ごみ処理容器・電動生ごみ処理機の購入費の一部	下記①～⑤をすべて満たす方 ①本市に住所を有し、現に居住している者。 ②生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する者。 ③過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、生ごみ処理機購入費に係る助成金の交付を受けていない者。 ④令和8年4月1日以降に購入した者。 ⑤暴力団排除に関する要件を全て満たす者。	①生ごみ処理容器購入額の2分の1(上限3千円) ②電動式生ごみ処理機購入額の2分の1(上限1万円)			受付は令和8年4月1日から令和9年2月28日まで	予算の範囲内	ごみ政策課	027-898-6272	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/gomiseisaku/shinseisho/1922/2.html	